

2018年
STG・道本部連合会議
建設労働問題討議

No.13/2018年7月24日

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL. 011(711)7377
FAX. 011(711)7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

第25回全国ダンプキャラバン 単価の改善、「使用促進」を 開発局・道庁・札幌市に要請

7月20日、第25回全国ダンプキャラバンの一環として札幌での要請行動をおこない、北海道開発局・道庁・札幌市に要請しました。この日は、全国ダンプ部会として東北ブロックから秋田ダンプ支部の田中委員長が参加し、道本部の森国委員長、札幌ダンプ支部の田家委員長など8人が単価の改善や「12条団体の優先使用=使用促進」などについて要請しました。

要請では、大型ダンプの工事原価（8時間）は「直接工事費+間接工事費+一般管理費」で6万円となるが、公共工事設計労務単価が引き上げられているにもかかわらず、札幌ではここ数年にわたって上がっておらず、時間単価が4,000円～3,800円と直接工事費にも満たない3万円程度しか支払われていない実態を示しました。そして、交通安全を担保してまともな生活ができる単価を実現し、ダンプ不足に陥らないようにすることを求めました。また、全国ダンプ部会の田中さんは、東北での実例を示しながら「ダンプ規制法第12条団体の使用促進=優先使用」について、この法律の趣旨にもとづく発注者の責務を強調し、北海道新幹線工事でもいくつかの元請ゼネコンが「優先使用」について前向きな対応をしていることも明らかにしました。

発注者としてダンプの実態を把握するよう求める

北海道開発局では技術管理課・工事管理課・建設産業課の担当課長補佐などから要請事項への回答があり、「適正な契約、適切な下請代金について文書指導している。法定福利費について、内訳を明示した標準見積書などについて立入検査の結果、42件中16件の文書勧告や口頭での是正指導をおこなった」「12条団体の優先使用をふくむ現場説明指導事項について、5月にあらためて各開発にも周知した」「過積載や違法改造などについて年に4回の現場総点検で指導を徹底している。今年6月は152件で700台以上の点検をおこない違反はなかった」「社会保険への加入義務のない一人親方などについて誤った指導をしないよう『ガイドライン』にもとづいて徹底している」「建設職人基本法の基本計画にもとづき労災保険の特別加入をはかっている」などとしました。

道庁では建設部建設情報課などの担当主幹から「下請契約は書面で見積代金を示して内訳を明示して合理的なものにするよう指導している」「公正な労働条件、適正な賃金とするよう文書による指導をおこなっており、公契約条例の制定は考えていない」「12条団体の優先使用は共通仕様書で指導している」「労災保険の特別加入については文書で指導している」「建退共の証紙貼付について元・下実態調査で指導している」などの回答がありました。建交労から「道発注の工事で働く労働者の賃金については設計労務単価を下回っている場合は改善を要請しているが、ダンプの単価の実態について特別の調査をしてほしい」と求めたのに対し「検討する」との回答でした。また、建退共の証紙貼付状況について、調査結果を明らかにするよう求めました。

札幌市では契約管理課などの担当課長が対応し「適正な契約を指導している。法定福利費については標準見積書を尊重するよう指導している」「12条団体の優先使用は共通仕様書により指導している」「労災保険の特別加入について周知を要請している」などの回答でした。公契約条例について「議会で否決されたが、現状を把握したうえで賃金・労働条件の確保をはかっている」と回答したことから、数年前におこなったように、ダンプを対象にした単価の調査をおこない実態をつかむよう求めました。